

# 猫の避妊去勢手術補助金制度の見直しについて

町内の飼い主のいない猫の増加やそれに伴う環境被害などを防止するため、町内に生息する猫に避妊去勢手術を受けさせた方に対して予算の範囲内において補助金を交付しています。

この度、制度を見直し4月1日から以下のとおりとなりますのでお知らせします。

## ○補助対象者について

|                    | 現行（3月31日まで） | 見直し後（4月1日から） |
|--------------------|-------------|--------------|
| 飼い猫に手術を受けさせた方      | ○           | ×            |
| 飼い主のいない猫に手術を受けさせた方 | ○           | ○            |
| 多頭飼育猫（※）に手術を受けさせた方 | ×           | ○            |

※多頭飼育猫とは

多頭飼育崩壊の発生またはそのおそれがあり、緊急対応が必要であると町長が認めた飼育環境下にある猫のことです。

多頭飼育猫の申請については、手術を受けさせる前に必ずご相談ください。

## ○補助額について

|       | 現行（3月31日まで）          | 見直し後（4月1日から）         |
|-------|----------------------|----------------------|
| 補助対象額 | 手術に要した費用の1/3         | 手術に要した費用の額           |
| 補助上限額 | メス：10,000円 オス：6,000円 | メス：10,000円 オス：6,000円 |

## ○諸条件について

|          | 現行（3月31日まで） | 見直し後（4月1日から）        |
|----------|-------------|---------------------|
| 動物病院について | 県内の病院に限る    | 県内外の病院を利用可          |
| 匹数制限について | 当該年度1世帯5匹まで | 特になし                |
| 耳カットについて | 飼い主のいない猫は必須 | 飼い主のいない猫は必須         |
| 手術後について  | 特になし        | 飼い主のいない猫は元の生息地に戻すこと |

## ○見直しに至った理由について

制度の趣旨である「飼い主のいない猫の増加防止や猫による環境被害の防止」を図るには、飼い主のいない猫の避妊去勢を重点的に進める必要があります。

一方で、飼い主のいない猫に比べて飼い猫の避妊去勢に対する補助金交付が多く、本来の趣旨とのずれが課題となっています。

また、町内で多頭飼育崩壊が発生し、環境被害を引き起こしている現状を踏まえ、新たに多頭飼育猫に手術を受けさせた方を対象としたほか、飼い主のいない猫の避妊去勢手術を推進するために、補助率や匹数制限に関する要件の見直しを行いました。

より本来の趣旨に沿った制度運用を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

